

令和6年度 業務計画書

項 目	内 容
<p>1 令和6年度 重点推進事項について</p> <p>2 被害者支援事業 (重点推進事項①関係)</p>	<p>① 被害者支援の最前線としての相談・支援活動の充実強化</p> <p>② 犯罪被害者等支援に特化した市町村条例制定の加速化</p> <p>1 相談事業</p> <p>(1) 電話相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月曜日～金曜 (10:00～16:00 祝日・年末年始を除く。) ・「庄内出張相談所」(毎週水曜日 10:00～16:00) <p>(2) メール相談 (当センターのホームページからアクセス)</p> <p>(3) 面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識技能の習得し訓練を積んだ相談員が対応 ・必要に応じて公認心理師・臨床心理士、弁護士、医師等を紹介 <p>2 直接支援事業</p> <p>(1) 危機介入</p> <p>警察からの情報提供を受けた場合、その状況に応じて危機介入など迅速な直接的支援を実施</p> <p>(被害者等の要望に応じて被害者等の自宅訪問、病院等への付添い、カウンセリング、家事の支援・家族の世話等)</p> <p>(2) 付添い</p> <p>被害者等の要望に応じ、病院等の医療機関、警察署、検察庁裁判所、弁護士事務所、市町村等関係機関等への付添い支援を実施</p> <p>(3) 役務の提供、物品の供与・貸与</p> <p>被害者等の要望に応じ、家事や身の回りの世話等労務の提供急を要する場合における物品の供与・貸与等の支援を実施</p> <p>3 犯罪被害者等給付金申請補助事業、被害者緊急支援金交付事業</p> <p>(1) 犯罪被害者等給付金の概要、申請から給付までの手続き・申請書類の記載事項の説明等各種申請に関する補助を行う。</p> <p>(2) 犯罪被害者の差し迫った経済的困窮を支援するため、全国ネットワークの緊急支援制度に加え、本県独自の緊急支援金制度を効果的に運用する。</p> <p>4 「やまがた性暴力被害者サポートセンター(べにサポやまがた)」の効果的運用</p> <p>(1) 「べにサポやまがた」の相談等支援体制</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターを配置し、女性相談員が対応 ・オンコール対応は、引き続き専務以下3名で24時間の待機体制を維持 <p>(2) 教育関係機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育庁、学校等と連携した啓発活動及び講演の実施 ・SNS利用に起因する子どもの性被害防止のため、保護者や子ども向けのリーフレットを県内全小学校及び教育機関に配布 <p>5 男性性被害相談者への対応</p> <p>(1) 「ジャニーズ事件」等により、今後男性の性被害に係る相談の増加が予想されるので、相談員に対する指導・教養の推進</p> <p>(2) 男性性被害に対応する医療機関との協力体制の構築を図る。 (捜査一課等との連携)</p> <p>6 人材育成</p> <p>(1) 養成講座</p> <p style="padding-left: 2em;">基礎的知識・教養内容を中心とした「初級・中級」講座を開設し、修了後、実践的な研修を中心とした「上級講座」を開設し、即戦力としての支援活動員の養成を目指す。</p> <p>(2) 小グループ研修</p> <p style="padding-left: 2em;">定期的（毎月1回）、実例に基づいたロールプレイ方式による小グループ研修の開催</p> <p>(3) 全体研修会</p> <p style="padding-left: 2em;">臨床心理や児童心理部門等専門講師を招聘した全体研修会を年間3回開催</p> <p>(4) 全国フォーラム等部外研修会への積極的な参加</p> <p>3 被害者支援条例関係 (重点推進事項②関係)</p> <p>1 条例制定に向けた働きかけ</p> <p>(1) 市町村における「被害者支援条例の制定」に向けて、令和6年度も引き続き関係自治体、警察署等への働きかけなどを県警本部犯罪被害者支援室と連携して随時実施していく。</p> <p>(2) 条例制定以後も、関係機関と連携した活動を推進する。</p> <p>4 広報啓発活動</p> <p>1 県民に周知するため積極的な広報啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関紙「やまがた被害者支援センターだより」の定期発行(年2回:2月・8月) ・広報紙・誌、ポスター、パンフレット等の作成配布 ・被害者支援の必要性を啓発するため、講演会、研修会等の開催 ・ラジオ・テレビ、新聞等のメディアを媒体とした広報、啓発の実施
--	---

<p>5 各種会合等行事日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報の提供 ・大型店舗等での街頭キャンペーン活動の実施 ・講演等各種広報啓発活動を活用しての会員募集の実施 ・「命の大切さを学ぶ教室」への講師派遣等連携の推進 ・「大切な命を守る中学生・高校生作文コンクール」への協力（全国ネットワーク後援） ・犯罪被害者週間（全国一斉 11月25日～12月1日）における広報啓発活動の展開 <p>2 「赤い羽根共同募金」を活用した広報活動</p> <p>3 創立20周年記念品等の作成</p> <p>1 1月開催予定の「被害者支援県民のつどい2024」で配布予定</p> <p>令和6年度月別行事計画</p> <p>1 全国ネットワーク等部外主催の会議</p> <p>(1) 全国ネットワーク主催会議・研修会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国新任事務局長等会議 4/15（月） ・全国事務局長等会議 4/16（火） ・定時社員総会 6/11（火） ・自助グループ・ファシリテーター育成研修 7/5（金）・7/6（土） ・全国被害者支援フォーラム 10/＊＊ ・秋期全国研修会 10/＊＊ ・支援活動員責任者研修 12/6（金）・12/7（土） ・春期全国研修会（コーディネーター・NNVS認定研修） 翌年 2/14（金）～2/16（日） <p>(2) 北海道・東北ブロック事務局長等会議 （日程未定）（開催地：山形県）</p> <p>(3) 北海道・東北ブロック質的向上研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上半期研修会 日程未定（開催地：岩手県） ・下半期研修会 日程未定（開催地：北海道） <p>2 当センター主催の会議等</p> <p>(1) 定時総会の開催</p> <p>定款に基づく、事業報告・収支決算等の審議を行なうため、定時の社員総会を開催する。（含む創立20周年記念式）</p> <p>○日時 令和6年5月30日（木）</p> <p>○場所 パレスグランデール</p> <p>(2) 理事会の開催</p>
--------------------	--

<p>6 組織及び財政基盤の 確立</p>	<p>議事：業務計画・実施状況及び収支予算・決算等 時期：年4回（概ね4月、5月、9月、翌年3月）</p> <p>(3) 専門部会 必要に応じて専門的な事業（養成講座受講生の審議等）を推進するため専門部会を随時開催</p> <p>1 会員の拡大 組織運営の基盤となる正会員の加入を積極的に勧めるとともに当センター事業に賛同する賛助会員の加入促進を図っていく。</p> <p>2 寄付金付自動販売機設置の拡大 財政基盤の安定化のため、自動販売機の設置事業所等の理解と協力を得ながら、引き続き寄付金付き自動販売機の設置運用を進めていく。</p>
---------------------------	--